

1 開催日時 平成 28 年 11 月 17 日 (木) 10:00~11:00

2 開催場所 富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

(1) 富山県都市計画審議会出席委員

・弁護士	細川俊彦
・富山県建築士会監事	小見美由紀
・金沢大学教授	高山純一
・富山国際大学准教授	相山馨
・県議会議員	瘧師富士夫
・県議会議員	五十嵐務
・県議会議員	笠井和広
・富山県町村議會議長会会长	伊東幸一
・北陸農政局長代理	石橋正之(農村計画課長)
・北陸地方整備局長代理	堀尚紀(富山河川国道事務所副所長)
・富山県警察本部長代理	中田聰(交通規制課長)

(2) 事務局

・富山県土木部都市計画課長 長谷川尚

4 配布資料

- ・次第
- ・配席図
- ・名簿
- ・条例等規程
- ・富山県都市計画審議会議案書
- ・参考資料

5 議事

(議事)

議案第 1 号 大山都市計画及び八尾都市計画道路の変更について

議案第 2 号 大沢野都市計画及び八尾都市計画道路の変更について(軽易な変更)

議案第 3 号 富山高岡広域都市計画及び八尾都市計画下水道の変更について

(軽易な変更)

(報告事項)

都市計画道路の見直しについて

(司 会)

おはようございます。まだ駐車場の関係で遅れている方もいらっしゃいますが、定刻でございますので始めさせていただきます。あと3名、県庁前までいらっしゃるようですが、駐車場に停められないということで、その前に事務的なことだけでも進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは本日の都市計画審議会でございますが、委員18名のうち、出席としてお返事いただいているのは11名ということで、あと3名まだいらっしゃいませんが、過半数ということで皆さんが出揃えば定足数に達するということをご報告させていただきたいと思います。

続きまして、審議会の委員の交代についてご報告いたします。お手元に委員名簿がございますが、人事異動等に伴いまして変更がございましたのでご紹介いたします。北陸農政局長につきましては小林厚司様に代わりまして印藤久喜様に、富山県市議会議長会長につきましては市田龍一様に代わりまして高見隆夫様に、富山県町村議会議長会長につきましては水野仁士様に代わりまして伊東幸一様に新たに委員として就任いただいていることをご報告いたします。

続きまして配布資料の確認をさせていただきます。お手元の方にお配りしておりますが、まず本日の会議次第、それから配席図、審議会の委員の名簿、それから本日の議題であります都市計画審議会の議案書、それから条例等の規程ということで最後の方に都市計画審議会条例、都市計画審議会運営要綱、それから都市計画審議会の公開に関する取扱要領がございますのでご確認お願いいたします。もし漏れているものがあれば、事務局からお持ちいたします。

続きまして、審議会の公開についてご説明させていただきます。お手元の配布資料に都市計画審議会の公開に関する取扱要領がございます。これは平成15年に制定した規程でございますが、第2の記載のとおり、原則この審議会は公開としております。ただし、個人情報の保護や本審議会の公正円滑な議事の確保等の観点から非公開とすることもできることと規定しております。なお、本審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただきますのでご了承いただきたいと思います。事務連絡は以上でございますが、もうしばらくお待ちいただきたいと思いますので宜しくお願ひいたします。

(事務局)

大変お待たせしており、こちらの進行や誘導でご不便をおかけいたしまして申し訳ございません。

定足数に達しましたので、議事を進めさせていただきたいと思います。それでは細川会長に進行をお願いしたいと思います。

1 開会

(会長)

皆さんやきもきして、今日はご苦労様でした。では早速会議に入らせていただきます。議案第1号、議案第2号について、まとめて事務局から説明していただけますか。

2 議事

(事務局)

おはようございます。都市計画課長の長谷川でございます。細川会長様をはじめ委員の皆様方には、日頃より大変大所高所から都市計画に関するご指導ご鞭撻を賜っておりますことをこの場を借りまして感謝申し上げます。本日は足元の悪い中、また先ほどから駐車場の件で大変ご迷惑をおかけしております。事務局の進行も悪くございましたのでお詫びを申し上げたいと存じます。

本日は議案が3つです。こちらの議案、内容が都市計画に関する形式的な変更というところの側面がございます。資料が多くなっておりますけれども、できるだけ簡潔にご説明させていただきますので宜しくお願ひしたいと存じます。それから報告事項といたしまして、都市計画道路の見直しの状況について、見直しを始めましてから10年経過いたしましたので、現状についてこれも簡単にご報告させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第1号 大山都市計画及び八尾都市計画道路の変更について

議案第2号 大沢野都市計画及び八尾都市計画道路の変更について（軽易な変更）

(事務局から議案第1号及び議案第2号について説明)

(会長)

ただいまの議案について質問、ご意見を賜りたいと存じます。事務局からは名称の変更だという説明がありましたが、先ほどの交差点の数が7か所から3か所になったというのは、かつては7か所であったけれども現状は3か所であり、それを確認するように変更したということなんですね。

(事務局)

元々その路線に7か所、他の路線が交差する計画になっておりました。他の路線がもう既に都市計画が変更されて、廃止されたり変更になったりしておりまして、もう計画上、交差点の数が7か所ではなくなりますので、この路線を変更する際に、ここに書かれている計画書の数も変えようということでございます。今回、新たに3か所に減らしたということではありません。

(会長)

すべて確認的だということですね。

(事務局)

その通りです。

(会長)

皆さん、今日は雨の中本当に難儀されて来られましたが、会議の中身としては寂しいなど。ここまで来るのが大変だったと思うのですが、ネーミングですのでそんなに議論が出るようなことはなさそうに思います。

原案どおりとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

(会長)

ご異議がないようなので議案第1号、議案第2号を原案通りに可決することといたします。引き続き、議案第3号について事務局から説明をお願いします。

議案第3号 富山高岡広域都市計画及び八尾都市計画下水道の変更について(軽易な変更)

(事務局から議案第3号について説明)

(会長)

議案第3号について質問、ご意見を賜りたいと存じます。

都市計画区域の変更、市町村合併等による名称の変更というのはこれで出尽くしたのですか。今後また出てくるのでしょうか。

(事務局)

これで最後です。

(委員)

将来、まあこんなことはないと思うのですが、参考のためにお尋ねします。富山市、高岡市、射水市が将来に合併して、1つの自治体になった時に、今、幹線は流域下水道として県が管理するということですけど、もし1つの市町村の中に全部含まれてしまったとしたら、流域下水道から公共下水道になるのでしょうか。その管理そのものは、合併した市町村が管理するというように変更されるのでしょうか。

(事務局)

今ほどの合併に伴う幹線や処理場の扱いということですけど、今回の神通左岸流域のすべてが1つになるというようなことまで想定して、今後の管理をどうするのかということを今まで考えたことはありません。ただ、高岡市は福岡町と合併し、南砺市も8つの町村で合併いたしました。二上にある小矢部川流域下水道もこれまで整備してきておりますが、そこはまだ複数の市町村があるので、処理場もまだ県も当然管理をしていますが、幹線管渠を整備するにあたっては複数の市町村をまたぐということで流域の幹線、たとえば高岡砺波幹線ですか、高岡庄川幹線ですか、そういう幹線を位置づけております。いわゆる幹線管渠をどこまで県の方で整備して、市町村の方でいわゆる枝線をどこから整備するかというようなことはルール上決まっておりまして、その扱いについては国から指針が出ております。当然その時には幹線の上流の市町村への突っ込み部分といいますか、施設の整備をどこまで幹線で整備するかという考え方については、合併市町村になった場合には今後1つの市町村として扱うこととしていくよう言われております。ですから、多分今後そういうことになつた時には、合併した市との協議になっていくのかもしれません、幹線の整備ということであれば、それは県から市に離れていくことはあると思います。

(委 員)

気になったのは、名称を決めるという話ですから、その1つの市町村内で完結する下水道は、基本的にこれまで公共下水道としての扱いですが、それが今の話、管理はどこがするかは、協議において合併する市町村が財政的に難しいから県にお願いしますよという話はあり得るのかもしれません、名称として流域下水道でなくなると理解していいのですか。

(事務局)

合併すれば名称は変更になると思います。

(委 員)

もちろん、扱いは流域下水道の扱いではないということですね。

(事務局)

そうですね。一市町村になれば、管理がどうなるかは別として、外形的には流域下水道の位置づけではなくなります。

(委 員)

変な仮定の下にお尋ねしてしまってすみません。

(会長)

よろしいでしょうか。今回の名称の変更で一番影響を受けるのは県や市町村の公共物を管理する道路課とか下水道課だと思うのですが、そういう理解でよろしいですね。

(事務局)

今回、県の方で変更するのは道路と下水道の名称の変更ですが、県民の皆様からすれば、例えば道路を表現する時は都市計画道路の名称ではなくて国道とか県道の名称を一般に使っておられますので、都市計画道路の名称をよく使うのは、事業を実施する行政側で一番よく使っているということで大きな影響はないと思っております。

(会長)

道路工事をする事業者についても、この名称が変わったから間違えるということが生じる余地はないですか。

(事務局)

ないと思っています。

(会長)

他にご意見はありますか。ご異議がないようですので、議案第3号は原案通りに議決いたしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

では可決いたします。議案1、2、3号すべて可決されたことを確認いたします。続きまして報告事項について事務局から説明をお願いします。

報告事項 都市計画道路の見直し状況について

(事務局から報告事項について説明)

(会長)

ありがとうございました。この87路線というのは変更するべきか過去、審議会で審議されたものですか。

(事務局)

はい。県の審議会か、あるいは市町村が決定するものは市町村の審議会で審議していただいている。

(会長)

今の報告事項につきまして質疑、ご意見はござりますか。

(委員)

時代も変わってきて道路、都市計画道路の必要性もその時代で考え方方が変わることから、この際きちんと見直そうということで、全国に国土交通省からの通達が出て、各県、各市町村が見直しに着手しているのかなと思います。

ただ、私の知るところでは少し富山県の取り組みが遅いのではないかと。遅いと言っては変ですが、もう基本方針が出てから10年経つわけですよね。もちろん検討中、作業中ということですから、見直しの作業に着手していないということではないですが、他の都道府県を見る限り、もうすでにとっくに終わってしまっているところの方が多いのではないかということを考えると、もう少し県の立場としては市町村に指導してもいいのではないかと感じました。

(会長)

事務局、これに対してお願ひします。

(事務局)

ご指摘の通りでございますが、今後も引き続き市町村と連携をして適切に適時に見直しを進めていきたいというふうに思っております。ただ、この見直しは事業を行う上での見直しという観点ではないものですから、やはり整備を伴わないような調査費の獲得も、やはり市町村の執行部だけでなく、議会の方々にも、住民の方にも当然理解いただかないといけないということもございます。引き続き、そういう観点からも適時に進めるよう努力をして参りたいと考えております。ありがとうございます。

(委員)

県がそのような認識であれば、十分結構でございます。

(会長)

資料4ページの都市計画道路の未着手理由の例の2番目が、少し理解できなかつたのですが、「市街地が既に形成され、事業実施が困難であるという予想」は乱開発が進んでしまったからもう出来なくなったと、わかりやすく言うとそういうことなんでしょうか。

(事務局)

計画した後、そういう開発が行われたという例もあると思いますが、すでに物件が立ち並んでいたところに広い道路幅員の計画が過去されていたということもあります。いずれの場合もあると思いますが、そういうことを想定して記載しております。

(会長)

そうすると、そういうところはもともと計画に入れるべきではないのか、あるいは、それだからこそ計画的に道路を作るべきであるのか、私はそのように考えたのですが。最初の見方が間違って計画していたのか、あるいは計画が妨げられたのかとか、何かそのような背景があるのですか。

(事務局)

多くは高度経済成長期に決められている道路が多いです。将来の右肩上がりの時代を想定して、交通量がこれだけ増えるだろう、広い道路が必要だろうということで、ある程度物件を掛けても道路を作る必要があるんだろうという時に計画されていました。これに対して、今の社会情勢ではそこまでは必要ないだろうという道路もでてきました。当時事業を実施しようとしたのだけれど、物件も多かったので先送りになっていた例もあるかと思います。

(会長)

それは理由の例の3番目とか4番目なのだと私は理解したのです。例の2番目というのはどういうことなのかと、具体的に説明してもらえますか。

(委員)

例の2番目は、既成市街地に無理やり線を引いたということです。今、事務局が説明しましたけれども、そうでないとあとから市街地が形成されてということは普通あり得ないです。都市計画道路がつくられてというか、線が入つていれば、そこを含めて土地区画整理事業等で市街地開発しようとすれば、逆にいうと道路を考慮に入れないと許可が出ませんので、土地区画整理事業をやっていただいた方が都市計画道路はちゃんとできていくのです。ですからここで書いてあるのは、旧市街地等、既成市街地が出来ているところに、後から都市計画の線を入れたということだと私は理解しています。

(会長)

今はそこに予算をかけてまでやる必要はないと。

(委員)

はい。例えば、金沢市なんかは昭和5年にもう都市計画道路の線を入れているのです。昭和5年ですから、もう金沢の街中は既成市街地でもう街が出来ているのですね。でも、ヨーロッパの都市計画に倣って、将来これ位の範囲で幹線道路が要る、区画道路が要るということで、1キロとか500メートルの範囲でパパッと当時の技術者が線を入れたのですね。でも時代が変わって交通量が増えたので、交通量的にはおそらく必要ですけれども、金沢の場合はそれを都市計画事業でやってしまえばどうなっていたのか。例えば事例で言うと、長町の武家屋敷にも線が入っていたのですよ。あの事業をやってしまうと武家屋敷

を一部壊すことになってしまい、それは街を壊すことになってしまうから、そこまで必要ないだろうということで廃止にしてきたのです。だからここでいう市街地が既に形成されてというのは、もう既成市街地となっていたところに後から線を入れたことだと思います。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。他にご質問ございませんか。なれば報告事項については以上といたします。

3 閉会

(会長)

本日の会議の議事録署名人は、小見美由紀委員と相山馨委員にお願いいたします。事務局から何か連絡事項はございますか。

(事務局)

どうもありがとうございました。開始の時に、駐車場等のご不便おかげして申し訳ございませんでした。次回、改善させていただきたいと思います。

事務連絡はございませんので、これで終わらせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(会長)

それではこれをもちまして第172回富山県都市計画審議会を終了します。皆さん、ありがとうございました。

平成28年11月17日

富山県都市計画審議会会長

細川俊彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員

小見美由紀

富山県都市計画審議会委員

相山馨